

総 情 企 第 155 号
平成21年12月4日

郵便局株式会社代表取締役会長
古川 洽次 殿

総務大臣 原口 一博 印



郵便局株式会社法第 13 条第 2 項に基づく監督上の命令等について

本年 4 月以降、郵便局株式会社が株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で締結している受託契約に基づく業務において、報告されている横領事件については、過去の犯罪被害額に比して高額な犯罪が散見されるところであり、当省としては、郵便局株式会社の業務管理体制の実態に強い問題意識を有しているところである。

このような認識の下、郵便局株式会社に対して、郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 14 条第 1 項に基づき、報告徴求を実施し、当省で精査した結果、日常の業務面における渉外要員非配置局における対策や役職者に対する内部牽制体制等が不十分であること、研修や検査が形骸化していること等の実態が明らかになったところである。

郵便局株式会社が担う使命は、全国津々浦々に設置された郵便局を通じて、郵便、貯金及び保険サービスという国民生活の基本的サービスの提供を行うことにより、国民利用者の利便性の向上を果たすことになるが、これは、国民利用者の信頼の上に成り立つものである。上記のような犯罪が今後も継続した場合は、国民利用者の利便性の低下につながるのみならず、郵便局株式会社の経営にも大きな影響があるものと判断している。

については、同種の犯罪の再発を徹底的に防止することを目的とし、上記報告徴求において、既に提出があった改善策について、再検討を行うとともに着実に実施することを、郵便局株式会社法第 13 条第 2 項に基づき命ずる。

また、同法第 14 条第 1 項に基づき、この命令により講じた措置について、平成 22 年 1 月 6 日までに報告するとともに、その後の措置状況を当分の間、四半期ごとに報告するよう求める。